

議 第 2 号

中小企業等の事業承継対策の一層の推進を  
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣     あ て  
財 務 大 臣  
経 済 産 業 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

中小企業・小規模事業者は日本経済を支える屋台骨であり、その事業の承継時には、価値ある経営資源を次世代に引き継ぎ、企業成長の機会として活用していくことが重要であるが、少子高齢化の進行に伴う経営者の高齢化や後継者不足が深刻となり、中小企業等の廃業の大きな要因の一つとなっている。

こうした中、国は、事業承継時の税制優遇措置や承継後の設備投資への補助制度等の支援策を拡充してきたが、近年、親族間の事業承継が減少し、親族や役員・従業員以外の者が後継者となる第三者承継が増加しており、金融機関と連携したマッチング等、第三者承継に対応した支援の拡充が求められている。

また、国は、経営者保証に依存しない融資を促進しているが、事業承継時に前経営者の債務保証を引き継ぐ負担感が事業承継の大きな阻害要因であるとして、事業承継時の金融機関に対する保証解除の要請や新たな信用保証制度の創設を行っているものの、事業承継時に金融機関の保証解除の要件を充足しない企業もあることから、保証解除の割合は低い状況となっている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、中小企業等の円滑な事業承継の促進による、地域経済の持続的発展を実現するため、関係機関との連携に基づく第三者承継に対する相談体制の強化、保証解除に向けた経営者保証に関するガイドラインの徹底や財務内容等の強化に必要な中小企業等への専門家派遣等、中小企業等の事業承継対策の一層の推進を図るよう強く要請する。